

令和2年7月21日

入居者様
保護者様
関係者様

NPO 法人レスパイトケアはちもり
理事長 大和 章

障害者虐待の防止及び権利擁護の推進に向けた改善計画について

当法人の運営する共同生活援助 ケアホームはちもりにおいて、令和2年7月16日障害者虐待を疑われる事案が発生してしまいました。関係者による調査結果及び改善計画を策定いたしましたのでご報告いたします。今回の件については入居者様、保護者様、関係する方に大変なご心配とご迷惑をお掛けしたことを謝罪するとともに、事実を受け止め、その認識の欠如を深く反省いたします。

今後は障害者虐待の再発防止に努めるとともに、障害者総合福祉法のほか関係法令等を遵守し事業を実施していきます。

1、対象事業所名

共同生活援助 ケアホームはちもり

2、事案の概要

ケアホームはちもりの外を歩いていた女性から「座ってないでお前がやれ！」という男性の怒鳴り声が聞こえた。との内容の通報が村に入ったものを、7月16日（木）ケアホームはちもり管理者松田へ朝日村住民福祉課より確認があったことで事案を覚知。

3、調査結果

(1) 入居者への聞き取りでは、職員から威圧されたり怒鳴られたり、特定の職員を怖がるなどの様子はみられなかった。

職員への聞き取りにおいて、特定の職員による入居者に対する不適切な言葉かけ、入居者同士のトラブルによる大きな声、怒鳴り声がおきることがあることが判明した。

(2) ケアホームはちもりにおける職員の心情把握やサービス提供に関することなど勤務者が上司に相談しやすい環境になっていないなどコミュニケーション不足による管理不行き届きがあった。

(3) 虐待防止に向けた体制の整備に次の不備があった。

- ・利用者の変化に応じたアセスメントや支援計画の見直しの不備（記録の不備、支援方針の共有ができていない。）
- ・虐待防止に係る研修の欠席者に対する伝達研修、習熟度の確認が不十分であった。

4、事案背景の検証

本人がよかれと思ってとった行動であっても他者からみると不適切な行為ととらえられることがある。（認識のずれ）とくに長年勤務している者は経験から“このくらいなら大丈夫”、“この入居者にはこのくらいいわなければ伝わらない”など独自の尺度をもちいて支援にあたっていることがある。

また、入職時の支援や業務内容の研修を非常勤の職員が行っているなど研修体系が不十分であることが否めない。入職後のサービス管理責任者等によるOJTも同様である。

世話人は非常勤の勤務者であるため、サービス管理責任者や管理者とコミュニケーションをとる機会が限られており、意思の疎通が十分にとれていない。

5、検証結果を踏まえたうえでの改善計画

①虐待防止と権利擁護の研修の実施

- ・「障害者虐待防止法の理解と対応」の読み合わせの実施。
- ・県の権利擁護に関する研修への職員の参加と伝達研修の実施

- ②虐待（疑い含む）発生、発見時の通報先の掲示の見直し
 - ・入居者自らでも通報可能場所に掲示する。
- ③入職時の研修、OJT体制の整備
 - ・入職時の虐待防止に係る研修はサービス管理責任者が直接行う。また、業務内容の研修、サービス提供も同様とする。
 - ・サービス管理責任者は少なくともひと月に一度は世話人のOJTを行い、サービスの質の担保を図る。
 - ・管理者は定期的に面談を通じて職員の心情把握に努める。
- ④個別支援計画やサービス提供の一連の流れへの職員の参加
 - ・新規利用、状況の変化があった場合はその都度、状況に変化がみられなくとも個別支援計画の見直しのタイミングでのカンファレンスを実施する。
- ⑤漫然とした運営、不適切な関係を防ぐための定期異動
 - ・漫然とした運営や児童や保護者、職員との慣れあいによる不適切な関係となることを防ぐために法人内で定期的な職員の異動を実施する。
- ⑥事業所自己評価の実施
 - ・漫然とした運営を防ぐため、事業所自己評価を実施する。結果は入居者、保護者等に公表する。

6、その他 保護者等への説明

- ①本事案に対する調査結果及び改善計画を法人ホームページ上にて公表をおこなう。
- ②入居者、保護者等への説明はホームページに公表する文章をもとに個別に説明を行う。